

総務常任委員会

平成30年5月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|--------|--------|-------|
| ◎小村 尚己 | ○平川 理恵 | 宮崎 和彦 |
| 嶋田 善行 | 井上 卓也 | 木澤 正男 |
| 伴 議 長 | | |

2. 理事者出席者

| | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 町 長 | 中西 和夫 | 副 町 長 | 乾 善亮 |
| 教 育 長 | 藤原 伸宏 | 総 務 部 長 | 加藤 惠三 |
| 総 務 課 長 | 仲村 佳真 | 同 課 長 補 佐 | 大野 彰彦 |
| 同 課 長 補 佐 | 福田 善行 | まちづくり政策課長 | 安藤 容子 |
| 同 課 長 補 佐 | 曾谷 博一 | 同 課 長 補 佐 | 福井 まり |
| 財 政 課 長 | 福居 哲也 | 同 課 長 補 佐 | 柳井孝一朗 |
| 税 務 課 長 | 本庄 徳光 | 同 課 長 補 佐 | 竹山 潔 |
| 税 務 係 長 | 阿部 三紀 | 会 計 管 理 者 | 面卷 昭男 |
| 監 査 委 員 書 記 | 山崎 篤 | 教 委 総 務 課 長 | 安藤 晴康 |
| 同 課 長 補 佐 | 岡村 智生 | 同 課 長 補 佐 | 田中 弘二 |
| 生涯学習課長 | 栗本 公生 | 同 参 事 | 平田 政彦 |
| 同 課 長 補 佐 | 大塚 美季 | | |

3. 会議の書記

| | | | |
|--------|------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 真弓 啓 | 同 係 長 | 岡田 光代 |
|--------|------|-------|-------|

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 平川委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

会議に先立ちまして、最初の委員会ですので、当委員会所管の総務部、教育委員会及び会計室について、異動のあった係長以上の職員及び新規採用職員の紹介を部長からお願いしたいと思います。

（ 職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。

委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。ご苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

（ 午前8時58分 休憩 ）

（ 午前9時00分 再開 ）

委員長

再開いたします。

それでは、全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、平川委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、1. 継続審査 (1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告いたします。

はじめに、文化財事業についてであります。

まず、史跡藤ノ木古墳春季石室特別公開についてであります。ゴールデンウィーク期間中の4月28日、29日の2日間にわたり開催しましたところ、合わせて1,567人の方にご見学いただきました。

また、今回の石室公開におきましても、当町と官学連携協定を結んでおります奈良県立法隆寺国際高校の生徒に、受付や石室内の解説補助など、石室特別公開の運営に携わっていただいたところであります。

なお、今年度、秋季の石室特別公開につきましては、文化財関係事業全体の見直しと、石室内環境の保全を図る目的から、実施しないこととしております。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

去る5月13日の午前10時より開催いたしました史跡中宮寺跡整備工事竣工式につきましては、伴議長様、小村総務常任委員会委員長様をはじめ、議員のみなさまにはご出席を賜りありがとうございました。

当日は、ご来賓の方をはじめ多くの方々のご臨席を賜り、滞りなく式典を終えることができました。式典後には、整備工事担当職員による見学会を行い、みなさまに史跡整備の状況をみていただいたところでございます。

今後は、町民のみなさまをはじめ、多くの方々に史跡公園としてご利用していただけますよう努めてまいります。

次に、斑鳩町文化財保護審議会の開催についてであります。

前回の当総務常任委員会開催後の3月27日に、平成29年度の文化財保護審議会を開催いたしました。

会議では、町指定文化財候補の調査として実施しました法隆寺若草伽藍跡南門推定地における発掘調査や、春日古墳ミュージアム調査の調査成果や、大方家文書や高安自治会の区有文書など、歴史資料の調査についてのご報告を行いました。

次に、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

展示会の開催につきましては、例年春季に開催しておりますが、今年の7月に「法隆寺ゆかりの都市文化交流協定」の締結1周年を迎えますことから、このことを記念しまして、夏季特別展「法隆寺食封で結ばれた絆 ― 飛鳥時代～奈良時代における法隆寺と4市1町での様相―」と題しました展示会を、7月21日（土）より9月2日（日）までの開催期間として開催することとしておりますことから、今年度の春季の展示会としては開催いたしません。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。

どうぞよろしく申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 先日、史跡中宮寺跡の整備記念式典ですね、出席させていただきました、中宮寺の門跡さんも長いこと整備されるかどうか心配だったということで、完成されたことで喜んでおられましたけども、それぞれ挨拶される方の中にもありましたけど、今後の活用ですね、をどうしていくのかっていうのが課題になってくるというふうに思うんです。のちの報告のイベントのところにもあげていただけてますけども、中宮寺史跡の活用ですね、については今後、町としてはどんな形で考えておられるんでしょうかね。

生涯学習 史跡地の活用についてでありますけども、最近の文化財保護法の改正等
課参事 により、今まで、従来保存に重点を置いてきた文化財保護行政も活用に向けて積極的に取り組むように文化庁の方からも取り組みを提案されております。

ということで、史跡中宮寺跡の今後の活用、いろいろ庁内で考える中、今、まちづくり政策課の方としましても、いろんなイベントを史跡中宮寺跡で開催する方向で検討していただいておりますし、また文化財の方面としましては、県道沿いの、そのままの地形を残した部分につきましては、

住民協働の形でなんらかの活用はできないか、例えばそういった四季の折々ですね、草花を植えると、そういったような形での活用を考えております。

またもちろん、文化財そのものに関しての活用としましては、史跡中宮寺跡をよく知っていただけるように、リーフレットの配布による啓発、そういったものも含めまして、現地でご見学していただけますよう、努力してまいり所存でございます。以上であります。

委員長 木澤委員。

木澤委員 あと、駐車場の関係ですね、以前にも何回か聞かせていただいたことあるんですけども、敷地の中には駐車場がつかれないということやったんですけども、徒歩で来ていただいたり、自転車等でですね、あそこまで来ていただけるのであればいいんですけども、なかなか動線としても繋いでいくというのは非常に難しいのかなと、やっぱりあそこ来ていただくのに駐車場、また活用していただくのにですね、ないと不便かなというふうに思うんですけども、そのところは町としては今どういうふうに考えておられるのでしょうか。

委員長 藤原教育長。

教育長 前回の委員会でもですね、お尋ねになった件かと思っておりますけども、やはり史跡公園の活用ということの中で見ていきますと、やはり幾分かの駐車場は必要ではないかなというふうに今現在考えているところでございます。

ただですね、これにつきましては、財政的な負担を伴いますので、これらにつきましてもですね、考えあわせながら検討していきたいというふうに思っております。

木澤委員 まあ、検討するということですので、また検討していただいて委員会の方にも提案いただきたいと思います。

あとですね、やっぱり活用ですね、については総務委員会としてもちよ

っとやっぱり研究していく必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。また視察なんかも視野に入れてですね、今、平田参事の方からも報告あったように史跡の活用、規制緩和っていうんですかね、改正が行われたということなんで、ちょっとそんな勉強会なんかもしていったらどうかというふうに思いますんで、委員長の方にまたお任せしますんで、提案させていただきたいと思います。

委員長 はい、わかりました。 平川委員。

平川委員 駐車場の件、いま木澤委員おっしゃったんですけれども、マルシェとかをするとき、業者っていうか、出店者の方の駐車場っていうのも必要なのかなと思うんですけれども、それについては、今はどんなふうに、何台ぐらいどういうふうにするようなお考えでいらっしゃるのかということと、あとまあ常設の駐車場もあればいいですけれども、近くにイベントのときだけでも、徒歩で向かえるようなところで確保できるような場所っていうのはないんでしょうか。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事 ただ今、平川委員さんのおっしゃられました駐車場につきましてですけれども、現在まちづくり政策課の方と計画段階ではございますけれども、基本的に史跡地内を駐車場的に利用するということにつきましては、今後県を通じまして文化庁の方に検討はしてまいりますけれども、なにぶん竣工して間もないところでございますから、車の乗り入れにつきましては、かなり注視していかなければならないことだと考えております。と申しますのが、まだ多目的広場と称しました、旧の中宮寺池の場所、そういったところにご利用していただけるエリアと考えておりますけれども、雨が降りますと、やはりまだ地盤がしっかり固まっていないということで、かなり轍ができてりするような事態も起きますので、そういったあたり、どのようにしていけば利用できるのかというところにつきましては、先ほど申しましたように、県を通じまして文化庁の方からご指導いただく予定をしているとこ

ろでございます。そういった場合ですね、駐車場につきましては、まちづくり政策課とちょっと相談しているところでございますけども、とりあえず出店に関わる搬入・搬出のときの車の出入りみたいなのは、何らかの形で、例えばどうしても轍がつくならば鉄板等も敷く必要もございましょうし、また、そういったなんらかの轍を消すというような作業とかそういったものの指示みたいなことでクリアできるものかもしれませんけども、駐車場自体に広場を一部利用するという事は、多目的広場を利用していたくための安全対策等々にもいろいろ問題が生じるものと考えておりますことから、今のところ例えば三井の観光自動車駐車場などに車を回送してご利用いただければと考えているところでございます。以上であります。

委員長 他に。 嶋田委員。

嶋田委員 藤ノ木の石室公開をしないいうふうなこと、ちらっと聞きましてんけれども、それは聞き漏らしたのかな、どういう理由なんですか。

委員長 藤原教育長。

教育長 秋のですね、石室の特別公開につきましてはですね、基本的に大きく分けますと、私の考え方としては2点ございます。

1点は働き方改革といいますか、その時期につきましてはですね、秋季の特別展、文化財センターでは秋季の特別展を計画しております。またですね、生涯学習課としましては、文化芸術祭等の大きな事業もございます。そういった中で、職員の非常に超過勤務が増えましてですね、非常に過重負担といいますか、なっているという現象もございましたので、これにつきましては一時的に見合わせをするということで考えたいと思います。

またですね、一番心配しておりますのは、よく文化財の関係につきましては、その時はいろいろ検討してよかったんですけども、後々ですね、いろいろ問題が起こったというようなことがよくございます。例えば、石室を開けることによってですね、いわゆるカビの胞子が入り込んでですね、カビが繁殖すると、そういったことも懸念をされるわけでございますけれ

ども、確認はしておるといふこととございますけれども、もし仮にこれが繁殖するやうなことになった場合とすね、それに対する処理が必要になつてくるといふこととございます。そういつたことと考えあわせた上で、一応秋につきましては見合わせしたといふこととございます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 秋だけ、今年秋だけ未公開と。来年以降はどういふふうと考えておられるんですか。

教育長 先ほど申し上げましたやうにとすね、その秋の時期につきましては非常に繁忙時期とございますので、基本的には今後は行わない方向と考えていきたいなと思つております。ただとすね、先ほど参事の方から申し上げましたやうに、文化財の活用といふことにつきましては、文化庁も非常に力を入れているといふことの中で、とりあえず春につきましては残していきながら見守つていきたいなといふふうと思つております。

嶋田委員 といふことは、毎年春だけに限定するといふ考えをもつておられるといふこととすね。

秋は忙しいから職員と負担が増える。また、今カビ、例えはの例でカビとおっしゃいましたけれども、文化財が、どういふんかな、劣化するやうな感じでもつてその恐れがあるから公開しないといふこととすねんね。

委員長 他に質疑・ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもつて、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったといふこととすね、終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 平成29年度町税不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。 本庄税務課長。

税務課長

それでは、各課報告事項の1つ目でございます、平成29年度町税不納欠損処分につきましてご報告をさせていただきます。

町税の不納欠損処分につきましては、地方税法の規定に基づきまして処理をさせていただいているものでございます。平成29年度におきまして当該処分をさせていただいたものについて、ご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、本日、お配りしております資料の1をご覧くださいませすでしょうか。

はじめに、1ページ、「事由別内訳表」でございます。

はじめに、地方税法第15条の7第4項によるものでございます。

これは、表の欄外、下に付記しておりますように、滞納処分の停止が3年間継続いたしまして、納付、納入義務が消滅するものでございます。

具体的には、滞納処分することができる財産がないとき、または滞納処分することにより滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、あるいは滞納者の住所及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である場合に滞納処分の執行を停止し、その後3年間状況が変わらない場合に、納付・納入義務が消滅するものでございます。

この事由によりまして不納欠損処分を行いましたものは、実人数で26人、税額では206万2,245円となっております。

次に、地方税法第15条の7第5項によるものでございます。

これは、滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収できないことが明らかである場合、直ちに納入義務を消滅させるものでございます。

具体的には、滞納者が死亡し相続人もいない場合、また外国人就労者等が帰国してしまった場合等で、この事由により、不納欠損処分を行いましたものは、実人数で11人、税額は55万2,068円となっております。

次に、地方税法第18条第1項によるものでございます。

こちらは消滅時効にかかるものでございまして、時効により徴収権が消滅するものでございます。

この事由により不納欠損処分を行いましたものは、実人数で3人、税額では24万3,401円となっております。

なお、本事由によります不納欠損につきましては、すべて地方税法第15条の7第1項によります滞納処分の停止を行ってございましたが、停止期間の3年を経過するより前に時効が到来したものでございます。

これら、平成29年度に行いました町税の不納欠損処分の税目別合計は、個人町民税が実人数23人で、157万199円、固定資産税・都市計画税が13人で、固定資産税106万4,329円、都市計画税が11万7,886円、軽自動車税が10人で10万5,300円となっております。合計で実人数40人、税額では285万7,714円となっております。

続きまして、裏面、2ページをお願いしたいと思います。

こちらの表は「年度別内訳表」といたしまして、今回行いました不納欠損処分について、税目別、年度別の件数と税額を整理したものでございます。

平成28年度以前の課税分、いわゆる滞納分が各税目合計で237万9,385円、平成29年度、現年分は47万8,329円となっております。

3ページをお願いいたします。

続きまして、不納欠損処分の推移でございます。「不納欠損処分の推移」といたしまして、税目別、事由別に、平成24年度からの不納欠損処分の推移を整理したものでございます。

平成29年度では、平成28年度と比較をいたしまして、実人数で35人、税額では339万8,240円の減となっております。

以上、平成29年度の町税の不納欠損処分についての報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 それでは次に、(2)斑鳩町コミュニティバス実証運行の利用実績及び住民アンケート調査の実施について、理事者の報告を求めます。

仲村総務課長。

総務課長

それでは、各課報告事項の2番目、「斑鳩町コミュニティバス実証運行の利用実績及び住民アンケート調査の実施」につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料の「資料2-1 斑鳩町コミュニティバス利用者状況」というタイトルの資料をご覧くださいませでしょうか。

今回、実証運行開始後の利用者状況につきまして、実証運行を開始いたしました平成28年10月から平成29年9月の1年間と、実証運行開始前の前年同期間である、平成27年10月から平成28年9月の1年間の利用者数を比較することにより、分析を行っております。

はじめに、利用者数の比較についてであります。実証運行期間の平成28年10月から平成29年9月までの1年間の利用者数は、合計で28,685人であり、1日あたりの利用者数は平均で79.9人でありました。

一方、前年同期間である平成27年10月から平成28年9月までの1年間の利用者数は、合計で40,207人であり、1日あたりの利用者数は平均で111.7人でありました。

このことから、実証運行期間の利用者数の対前年同期間比といたしましては、71.3%となり、前年同期間から28.7%の減少となっております。

続きまして、2ページをご覧くださいませでしょうか。

月別利用者数の比較についてであります。

実証運行期間中につきましては、平成29年1月を除いて、平均76人から85人で推移し、その前年同期間中は、平成28年8月を除いて、平均109人から119人で推移しております。月々の差につきましては、こうした一部の月を除いて概ね一定となっております。

次に、曜日別利用者数の比較についてであります。実証運行期間中は、火曜日と、木曜日から土曜日にかけての利用者が多く、月曜日の利用者が最も少ないという結果となっております。

一方で、その前年同期間中は、木曜日の利用者数が最も多く、月曜日が最も少ないという結果となっております。

月曜日が少ない理由は、利用者が多い「ふれあい交流センター」の休館日であることが理由として考えられます。

また、水曜日、日曜日も平均より少ない利用者数となっておりますが、理由といたしましては、水曜日は東・西老人憩いの家が休館日であり、日曜日は生き生きプラザ斑鳩が休館日であることが考えられます。

次に、3ページをご覧くださいませでしょうか。

乗車及び降車する利用者数が多いバス停についてであります。実証運行期間中の乗車及び降車する利用者数が多いバス停を、それぞれ上位10番目までを抽出いたしましたものが、この3ページの表の内容となっております。

乗車、降車ともに、利用者数が多いバス停は、「ふれあい交流センター」、「斑鳩町役場前」、「法隆寺駅」、「笠町」であります。

また、実証運行時に新たにバス停を設置いたしました「イオンいかるが店」が利用人数の多い乗車バス停の10位に入っております。

次に、4ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらにつきましては、乗車及び降車数の多いバス停の順番に並び替えまして、実証運行期間の利用者数と前年同期間の利用者数とを比較いたしました。

この表は、実証運行期間中とその前年度同期間中との平均増減率となる71.3%よりも、増加したバス停を青色で、減少したバス停を黄色で着色しております。

実証運行期間の利用者数につきましては、前年同期間と比較し、利用者数が減っている箇所が多い結果となっておりますが、乗車バス停及び降車バス停ともに、前年同期間中と比較し、同程度または100%を上回っている利用者数のバス停は、「東公民館」、「法隆寺駅北口」の2箇所となっております。

次に、5ページをご覧くださいませでしょうか。

料金の支払い方法についてであります。平成28年10月の運行当初は現金と回数券の割合が、約40%でありましたが、平成30年1月は現金の割合が約50%、ICカードの割合が約33%となっており、運行の経過とともに、ICカードでの支払いが可能であるということが周知されて

きたことから、I Cカードでの支払いが増加したものであると考えております。

なお、資料にはございませんが、利用者の増加をはかるために、昨年10月1日から利用促進施策として、「1日フリー乗車券の発行」、「難病患者の運賃無料の適用」「乗り継ぎ券の発行」の3つの施策のを実施させていただいておりますが、実施後の平成29年10月から平成30年3月までの半年間の利用者数は、合計で13,203人で、1日あたりの利用者数は平均75人となっております。利用者の増加は見られないというような状況となっております。

次に、今年度、実施を予定しております住民アンケート調査につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料の方変わりました、資料2-2「平成30年度斑鳩町コミュニティバスに関する住民アンケート調査の実施について」という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、「1 調査名称」についてであります、「平成30年度斑鳩町コミュニティバスに関する住民アンケート調査」としております。

次に、「2 調査目的」についてであります、今後の運行方針決定の基礎資料とするため、町民アンケート調査を実施するものでございます。

次に、「3 実施方法」についてであります、調査票を郵送により配布し、同様に郵送により回収する方法で実施することといたしております。

次に、「4 実施期間」についてであります、調査票を、来月、6月上旬頃に発送いたしまして、回答期限を6月30日までとし、回答期間を2週間程度確保することとしております。

次に、「5 配布数」についてであります、住民基本台帳から無作為抽出した1,300世帯を対象にアンケート調査を実施することとしております。

なお、アンケート内容については、現在、精査中ではありますが、実証運行前後の比較による「コミュニティバスの利用状況」、また、コミュニティバスを利用しない方に対しましては、「利用しない理由」、また、どのような移動ニーズがあるかということ把握するため、「公共交通手段を利用して行きたいと思う場所」などの設問を設けることを考えております。

以上、各課報告事項2番目、「斑鳩町コミュニティバス実証運行の利用実績及び住民アンケート調査の実施」につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 利用者の調査の結果、こういうふうにまとめていただいて、状況っていうんですか、経過っていうのがよくわかるんですけども、この調査結果から町としてはどういうふうに、何が課題であるとか、その辺のところはどう感じてはるんでしょうか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 まず、特にこの利用者数の減少ということで、対前年同期間比が71.3%、28.7%減少ということで、こちらにつきましては2台にしたことによって新たな利用者層、特に観光客を含めてですけれども、そういったものが獲得できて、目標としては46,000人という形であったんですけども、そこと大きくかい離しているということについて、新しい利用者層がやはり獲得できてないということが非常に課題であるということで、今、考えております。以上です。

木澤委員 新しい人が獲得できてないというのはもちろんそうなんですけれども、今まで利用されていた方が利用されなくなったと、今後このアンケート調査やっていただきますけれども、やっぱりわれわれもこの1日フリー乗車券をつくられる際に、意見も言わせてもらいましたけども、やっぱり有料化されたのが一番の原因じゃないかというふうに思ってますし、このフリー乗車券つくるときも、結局1日200円で、往復1回乗る、何回も乗る人はいいですけども、そうでない人にはやっぱり魅力になってないなど、先ほどの報告の中でも、つくったけどやっぱり増えてないよということで、その辺のところをですね、やっぱりアンケート調査で、どういう

ふうになれば乗っていただけるのかっていうのと、あとまあ、いろいろ設問もあるし、もちろんフリーで要望書いていただける設問なんかもつくられると思うんですけども、やっぱり住民の皆さんのニーズをきちっと把握するということが大事だと思いますんで、利用者のアンケート結果と利用されない町内全体の方のアンケート結果ですね、よくよくやっぱり今後検証していく必要があると思いますんで、また、アンケート結果出していたときに、改めて議論させていただきたいと思いますけども、やっぱりせっかく2台に増やして、人数減ってしまうという悲しいことになってしまってますんで、費用対効果の面から考えても、どうするのが住民さんにとっていいのか、税金の使い方としても適正な使い方なのかっていうのも、今回、意識持って、今後検討していく必要があるなと私も感じましたんで、そのことだけ申し上げておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。 平川委員。

平川委員 このアンケートの配布数1, 300なんですけど、年齢何歳以上とか、そういう区切りはあるんでしょうか。

総務課長 このアンケート調査につきましては、世帯単位でアンケートに回答できると、していただけるという仕組みをとっております、1世帯で4人までの方が回答できるような形で考えております。その中では12歳以上ということで、中学生以上の方が回答できるような形で考えております。

平川委員 あと何度か質問、以前に、予算だとか決算のときに質問させていただいたことがあるんですけど、社協がされている買い物バスの方も利用ということとを連動して考えることはできないのかということと、あと確か地域公共交通会議の中には社協の事務局長さんも入っておられたかなと思うんで、社協の方のバスの利用者数だったりとか、月別の利用者数だったり、というその動向、向こうの状況だったりというところとの、両方検討したうえで、どういうふうなあり方がいいのかだったりとか、あと社協の方にも町の方から補助金が出ていると思うので、それがそのままバスの運行に活用

されているかどうかちょっとわからないんですけれども、整合性がとれたような運行ができた方がいいんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりの検討というのは地域公共交通会議なんかでも、議論になったりっというのはしているんでしょうか。

総務課長 社会福祉協議会の方で運行されております生き生き号につきましては、特に高齢者、またコミュニティバスの方が入っていけないような丘陵地の方を中心に、そこから買い物であったり、駅等を回るといような考え方でルート設定がなされておるので、基本的にこのコミュニティバスとすみわけというか、守備範囲がそのように異なっているということになっております。

ただ、町の公共交通としては、一体的に考えていくものということで、委員おっしゃっていただいたような形で、社協の事務局長さんの方も会議の方に入っていて、総合的に検討しているというような状況でございます。

平川委員 その生き生き号の方の利用者数というのは、このコミュニティバスの人数と比べると向こうの方が多いのか、それともかなり開きがあるのか、それとも競合しているのかって、そのあたりはいかがですか。

総務課長 生き生き号につきましては、火曜日と金曜日の2日間の運行で、また3台で、人数があれですけども、ワゴン車で運行しているようなタイプになっておりますので、こちら21人乗りのコミュニティバスと比較というのがなかなかどうなのかというところはあるんですけれども、そういった形で人数を比較するというような対象にはならないということで考えております。

平川委員 もっと整合性がとれるような形で運行することも今後検討していくことも必要かなと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 他に。 嶋田委員。

嶋田委員　そもそもこのコミュニティバスは何の目的で走らせているわけなんですか。

総務課長　特に、まずは移動支援ということで、特に高齢者の方ですね、を対象とする移動支援、また、町におきましては公共施設の方がどちらかという点在しておりますので、こうした公共施設を利用していただきやすくするというので、町内を循環するコミュニティバスを運行しているという状況でございます。

嶋田委員　要は移動支援ということですね。
ということは、障害者の方やとか、高齢者の方を対象にしてるということですね。

総務課長　公共交通ですので、特に対象を限っているというわけではなくて、どなたでも乗っていただけるということにはなるんですけども、主な利用者層としては、やはり高齢者の方が多いと。高齢者の方につきましては、車の免許証を持っておらない、または返納された方もいらっしゃるの、そういう方を特に重点的に移動支援するとして町としては運行しておるとい状況でございます。

嶋田委員　社協がやっている生き生き号ですか、あれは買い物に特化したような形のサービス言うんですかね、そういうことではないんですか。

総務課長　こちらにつきましては、高齢者等の外出支援事業ということになっておりまして、イオンであったり、万代を回っておるとい状況もありますけれども、それに加えて、駅であったり公共施設の方も回っておりますので、そういった総合的な高齢者等外出支援事業ということで認識しております。

嶋田委員　そしたらこのコミバスとそれはどう違うんですか。両方とも外出支援で

すね、そして今、課長おっしゃったように、町民誰でもええと、コミュニティバスの方はね、ただし高齢者に特化でもないけど、主に高齢者が利用されるというのと、生き生き号とどう違うんですか。

総務課長

生き生き号につきましては、特に町の丘陵地のところですね、例えば高塚町であったり、北庄であったりということで、道路幅員の関係でコミュニティバスの方が入っていくことができないというところを中心に生き生き号の方は回られているということで、町のコミュニティバスを一部補完するような役割を担っておるということで考えております。

委員長

他に質疑・ご意見ございませんか。 伴議長。

議長

今回利用者状況と、今後アンケート調査するというので、説明っていいですか、報告いただきました。以前も私言ってた、なんしか、スピーディーにお願いしたいと、公共交通会議で言う、それはわかっております。だけど、やはり毎日コミバスの状況を目にいたしますと、やはり1日でも早くなんかの手を打っていただきたいと、こういうふうに思い持っておりますのでよろしく申し上げます、以上です。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

それでは、次に、(3)平成30年度の観光等イベントについて、理事者の報告を求めます。 佐谷まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長

今年2月19日の総務常任委員会で、平成30年度の観光等イベント(案)についてご説明申し上げましたが、一部変更になっておりますことから、平成30年度の観光等イベント等につきまして、資料3にもとづきましてご報告申し上げます。

まず、11月の竜田川紅葉祭りについてですけれども、これまで土・日

曜日に2日間開催してまいりましたが、駐車場の確保が難しく、周辺からの苦情が多く寄せられていることから、2月時点では、土曜日だけに縮小して実施していく予定であることを説明しておりましたが、委員会の中で1日でも2日でも開催費用が大きく変わらないこと、1日開催であっても周辺道路への迷惑事象が起こることなど、ご指摘を受け、現在、実施主体であります斑鳩町観光協会におきまして、実施の可否について協議中であると聞いております。

2点目でございます。11月に予定しておりました「常楽市～まちあるきマーケット～」については、事業主催団体から4月12日付で、開催に対する負担が大きいことから無期限中止とされるという通知を受け取っております。このことから、町補助金として予算計上しておりました88万円につきましては、6月議会で減額補正をお願いしてまいります。

3段目の（仮）聖徳太子ツーデーウォーク、4段目のいかるがマルシェについては、現在、開催に向け、協議がすすめられております。

5段目の聖徳太子御遠忌にあわせた冬季ライトアップについてです。②の松並木・法起寺のライトアップについて540万円を予定しておりましたが、「※」で記載しておりますとおり、文化庁の「世界文化遺産活性化事業」の補助を採択要望しており、文化庁から採択されない場合は、町単独事業として町補助金70万円で実施としておりました。残念ながら、平成30年3月30日付けで文化庁から採否結果の通知があり、当該事業については、不採択となりましたので、松並木のみを縮小し、町単独事業として、斑鳩町商工会に70万円の補助金を支出してまいります。

なお、2月19日の総務常任委員会で、世界文化遺産活性化事業（補助金）についてご説明させていただいておりましたが、先ほどもご説明いたしました「松並木・法起寺ライティング」と、「世界遺産フォーラム」は不採択となりました。その他の事業は、一部減額等の条件がついているものの採択をされております。それらの事業については、文化庁から町へではなく、官民一体となった組織への補助する形という条件でございますので、2月8日に「世界文化遺産」地域連携会議・斑鳩プロジェクトチームを設立いたしました。

このことから、採択されました補助対象経費については、6月議会で減

額補正をお願いすることとしております。

次に、③の聖徳太子1400年御遠忌「和のあかり」プロジェクトについてです。

この間、イベント検討をすすめるなかで、さまざまな住民団体から「あかりイベントを拡大してはどうか」というご意見をいただいております。このことから、新たなプロジェクトの企画をすすめております。

今後さらに検討をすすめ、今年度、必要な経費について9月議会において補正予算をお願いしてまいりたいと考えております。

以上で、聖徳太子1400年御遠忌記念事業について等のイベントの、平成30年度の観光イベントについてのご報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴議長。

議長 この1番上の竜田川の紅葉祭りですねけど、これちょっと私、以前の説明のときにも気にはなっておったんですが、春の桜の三室山のときも、非常に今バイパスの工事で非常に車の方が危なっかしく思ってたんですが、桜のとき、住民さんの方から苦情等何か町の方に何かあったか、ちょっとそのあたりお聞きしたいんですけども。

委員長 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 桜の時期ですけれども、桜の時期には苦情は町の方には来ておりました。以上です。

議長 やっぱり。非常にバイパスの工事が、どんどんどんどん岩瀬橋の状況に近づいてきておまして、非常に今年、もし、やるというようなことになった時に、えらいことになるん違うかなと。確か私自身はそういう形で活性化していただくの、非常に喜ばしく思っておるんですが、なにぶん事故等があった場合、大変なことになりますんで、そういう面でちょ

っと今年に関してはまたいかなものかなと思っておった分はあるんです。来年に向けてはまたいろいろ協議していただいたらと思いますけど、今年に関してはちょっとその辺難しいん違うかということ、私意見として申し上げておきます。以上です。

委員長 他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員 すみません、それぞれのイベントによって、主催団体なんかも違うと思うんですけど、先ほど検討していただくのに、何か、なんておっしゃったかな、実行委員会かプロジェクトチームか何かつくってはるっておっしゃってたと思うんですけども、それちょっと教えてもらえますか。

まちづく
り政策課
長 今、おっしゃったのが、世界文化遺産地域連携会議いかるがプロジェクトチームのことでよろしいでしょうか。

すみません。先ほども申しましたが世界文化遺産活性化事業の補助金、文化庁からの補助金につきましては、町へではなく、官民一体となった組織への補助という形が条件となっております。このため、その補助金の受け皿とすべく団体が必要でございましたので、この団体といたしまして、世界文化遺産地域連携会議という会議が、東京の方で京都市長なども交えましてですね、世界遺産を有する市町村とその関係団体による団体がございます。その団体の事務局も一緒に入りまして、斑鳩町の教育委員会さんでありますとか、斑鳩町文化振興財団でありますとか、あと法隆寺さんが世界文化遺産の構成資産の所有者でいらっしゃいますので、その団体が入りまして、2月8日に世界文化遺産地域連携会議いかるがプロジェクトチームという団体を設立したものでございます。以上です。

木澤委員 そこには町内の団体さんとかいうのは入ってないんですかね、具体的にイベントの中身なんかの検討も、そこでもされるというふうに思いますし、先ほど聖徳太子1400年御遠忌の和のあかりプロジェクトも、なにかこう、もっとうした方がいいという意見があって、今後検討されているということだったんですけども、そのプロジェクトチームと、例えば140

0年御遠忌の中身をどうするかという検討なんかっていうのは、また別の物なんですか。

まちづく
り政策課
長

世界文化遺産地域連携会議いかるがプロジェクトチームに関しましては、文化庁に補助金を申請してそれを受けて補助金を受けて、それを実施していくための団体という位置づけでございますので、その中でですね、町全体の1400年記念事業をプロデュースしていったりするという役割ではございません。再度申し上げますと、斑鳩町と法隆寺さんと、そして町の教育委員会と斑鳩町文化振興財団、そして世界文化遺産地域連携会議、この団体が世界文化遺産地域連携会議いかるがプロジェクトチームという組織を立ち上げて、その文化庁からの補助金をですね、受けていくということになっております。ただしですね、この団体さんを管理していくのも町の役割でございますし、この団体さんが実施していく事業についての実施計画というものは、町が主体となって行っていくということになっておりまして、町が立てた計画を実施していく団体という団体が、今先ほどから申しております、世界文化遺産地域連携会議いかるがプロジェクトチームでございます。以上でございます。

木澤委員

そうすると、さっき言いました和のあかりプロジェクトなんかの意見というのは、どこから出てきたんでしょうか。

まちづく
り政策課
長

和のあかりプロジェクトにつきましては、これは今、役場の庁舎内で検討している事業でございます。その目的といたしましては、聖徳太子御遠忌1400年が2021年に近づいておりますけれども、その中でやはり町全体でそれを盛り上げていく、気運を高めていきたいと考えております。このことから町全体で何か光イベントと合わせた形で、住民の皆さんを巻き込んで皆さんが聖徳太子の遺徳を偲ぶような気運づくりとして何かできないかということで現在企画を検討しているものでございます。以上です。

木澤委員

御遠忌自体は町の事業として行うということと、プロジェクトチームにつ

いてはそうした京都の方からのやつが入っていたりして、住民団体さんはそこには入ってないということなんですね。

まちづく
り政策課
長 1400年御遠忌の実施の中心としては、一応役場の方で考えさせていただいて、それに向けてさまざまな事業をしていっております。

例えば今度、行わしていただきます法隆寺観光自動車駐車場のマルシェ&ホテル&駐車場の誘致事業でありますとか、あと中宮寺跡の整備事業でありますとか、といったものも、そのような事業に含まれておりますけれども、ただし、今言っている和のあかり事業もそうなんですけれども、皆さんそれぞれ官民共同で行っていくものもございますけれども、その中心となっていってる会議みたいなものは役場の庁舎内で考えていっているということでございます。

木澤委員 そうすると、実際にマルシェとか、1つ1つの事業の実施に際しては、実施主体になるような民の方に入ってください実行委員会なんかをつくってやっていくということなんですかね。

実際に町民さんを巻き込んで全体でやっていく事業だと、実際にイベントなんかもいくつああって、それは町が全部やるわけではないんですよ、町民の皆さんにも参加していただいて、参画していただくっていうことも考えてはるんやろなと思ってるんですけど、その関係がよくわからないんですけれども。

まちづく
り政策課
長 木澤委員さんがおっしゃっておられる件につきましては、町が主体になって企画を考えまして、そして住民さんとこういうイベントと一緒に協働でやりませんか、でありますとかということ投げかけさせていただいて、そしてそういうふうにごうしていただいたら、そちらに補助を出したりしていくという形を取らせていただいております。以上です。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前 9時56分 休憩)

(午前10時04分 再開)

委員長 再開いたします。 木澤委員。

木澤委員 まだちょっとその辺のところ、企画と今後の実施の方法等についても検討されているということですので、私としては、住民の皆さんが参画して一体となっていくようなものになればなという思いもありますけど、またちょっとその辺、町の考え方等が整理された段階ですね、また示していただいて、その段階でまた議論させていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと聞きたいだけなんですけど、聖徳太子の御遠忌にあわせだってライトアップとかいろいろあるんですけども、これ法隆寺さんと打ち合わせされてるのか、それとも単独でやられているのか。あともう1つだけ、なんて言うのかな、聖徳太子って4月8日に亡くなってますよね、せやから、それにはあわせへんのかなと思って。それだけちょっと聞きたい。

まちづく
り政策課
長 まずですね、法隆寺さんへの参道のライトアップの件なんですけども、この参道のライトアップは今年度から始まるものではなくて、平成28年度に初めていかるがWeeeeeKの中で未来づくり斑鳩さんがされたんですけれども、その時に未来づくり斑鳩さんの役員さんが法隆寺さんと協議されて始まっているものでございます。このまた先ほど言っていました、残念ながら不採択にされました法起寺のライトアップの申請をするときにはですね、私どもの方で申請前に法隆寺さんをお尋ねいたしまして、こういうイベントをしたいというお話を申しあげましたところ、警備や期間等につきましては条件をつけられましたが、採択されましたら前向きに考えるというご回答をいただいていたところでございます。

続きまして、聖徳太子の御遠忌のお話なんですけれども、聖徳太子は、今、私ども、622年の2月22日を聖徳太子のご命日ということで、それで、今まで聖徳太子の御遠忌はその日ですということで、これまでのイ

ベント等もしておりますし、法隆寺さんにおかれましては、その日にですね、太子道をたずねる集いなどというようなイベントを11月22日と2月22日にされておりますところでございます。

お会式の話とちょっとずれているという話もあるんですけども、それにつきましては、長い歴史の中でいろいろな寺院で、聖徳太子ゆかりの寺院で2月に聖徳太子のご期日に合わせるイベントをされる、3月にイベントをされる、4月にイベントをされるということで、分けて来られたというような経緯をお聞きしているところでございます。以上です。

委員長 よろしいですか。他に。 平川委員。

平川委員 常楽市の中止の通知をもらったということですけども、理由ってどういうことでしょうか。

まちづく
り政策課
長 常楽市の中止につきましては、いろいろ書いてあるんですけども、毎年半年間以上の時間を費やして準備を進めてまいりましたが、膨大な事務量やスタッフの減少により継続が困難となりましたという趣旨のご通知をいただいているところでございます。以上です。

平川委員 ということは、町の1週間やるのを変えるとかっていうことの趣旨に納得いかないとか、そういう理由ではないということですね。

まちづく
り政策課
長 そういった理由はお聞きしておりません。以上です。

平川委員 あと、紅葉祭りですけども、地元の方とお話する機会があつて話をしていたんですけども、紅葉祭り始めたころのいろんな経緯だったり趣旨だったりということをよくご存知の方なんかからすると、今そうやってこう、周辺に迷惑がかかっていたりとか、駐車場の確保が難しいという理由はわかるけれども、それですぐに中止になってしまうとかなくなってしまうっていうのは非常に残念だ、みたいな意見をお伺いしましたので、最

最終的にどういうふうに関光協会さんが判断されるのかはわかりませんが、なんだか紅葉祭りの、紅葉の時期のイベントをなんか考えていただけたらなと思いますけれども、今何か、聞いておられることとか、検討されていることというのはありますか。

まちづく
り政策課
長 まだ紅葉祭り自体が中止になるということが正式決定されておるとは聞いておりませんので、観光協会さんの方に委員さんからご意見をちょうだいしましたということはお伝えしていきたくと考えております。以上です。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)入札制度の見直し(案)について、理事者の報告を求めます。

福居財政課長。

財政課長 それでは、財政課から入札制度の見直し(案)につきまして、ご報告を申し上げます。

資料4をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、「1. 制限付一般競争入札の実施基準の見直し」についてであります。

当町における制限付一般競争入札の実施状況につきましては、現在、建設工事についてのみ実施基準を設けておりまして、設計金額が2億円以上の土木及び建築一式工事を対象としているところでございます。

県内市町村の実施状況をみますと、一般競争入札自体を未導入の団体や基準金額を設定していない団体を除きまして、工事の設計金額で実施基準を定めている団体のなかでは、低い団体で250万円以上、高い団体で2億円以上となっております。当町は、最も高い金額の実施基準となっております。

このことから、入札の透明性を図り、その競争性を高めることを目的

に、制限付一般競争入札の対象を拡大したいと考えております。

具体的には、この表のとおりとなっております。対象工事の設計金額を、現行の2億円以上から引き下げまして、5千万円以上に変更したいと考えているところであります。

続きまして、「2. 最低制限価格制度の導入（低入札価格調査制度の廃止）」についてであります。

当町では、これまで、低入札価格調査制度を導入し、公共工事にかかる入札の適正な施工の確保や採算を度外視した金額で応札するダンピング受注の対策をおこなってきたところであります。

具体的に、現行の低入札価格調査制度の内容についてですが、表の右側のイメージ図をご覧くださいませでしょうか。

縦軸が価格の高い低いを表しておりまして、予定価格の一定割合の下に、あらかじめ、低入札調査基準価格を設定し、これは通常、予定価格の85%から90%程度になりますが、その価格を下回る低価格での入札があった場合に、一旦、落札を保留にし、その金額で、適正な履行が可能であるか否かを調査したうえで、落札者を決定する制度のことです。

なお、低入札調査基準価格の下に、さらに失格基準価格を設定し、これは通常、予定価格の75%前後になりますが、この価格を下回る低価格での入札については、適正な履行は不可能と認め、調査することなく失格としております。

本制度につきましては、ほぼすべての建設工事の入札に適用しているところでありますが、低入札価格調査となった場合、工期の関係上、短期間で当該業者に、低価格入札となった理由書や詳細の積算書など必要書類の提出を求めて、ヒアリング調査をおこなっており、業者側、町側ともに大きな事務負担となっております。また、一部の低入札価格調査に精通した業者のダンピング受注を助長する恐れがあることも一般的に言われているところであります。

これらのことから、現行の低入札価格調査制度を廃止し、全国の市町村で主流となっている最低制限価格制度を導入したいと考えております。

最低制限価格制度の内容につきましては、表の左側のイメージ図をご覧くださいませなのですが、単純に低入札価格調査を省略したもので、予定価

格の下に、あらかじめ最低制限価格を設定し、これを下回る低価格での入札については、適正な履行は不可能と認め、調査することなく失格とする制度であります

これらの当町における入札制度の見直しの時期につきましては、平成30年6月1日以降に、入札公告または入札通知するものに適用する予定で、調整をすすめているところであります。

今後につきましても、当町の入札制度において、その透明性を図り、適正な価格競争を促進するような取り組みを、段階的にすすめてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、入札制度の見直し（案）につきましてものご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 上の方、1番の方ですね。2億円以上であったものが、5千万以上というふうにするっていうことですが、これ過去に町の実績としては件数どれぐらいあるかっていうのはわかりますか。例えば昨年度やったら何件とか。

財政課長 制限付一般競争入札の実績につきましては、過去12年の間に8件ございました。以上です。

木澤委員 以前から2億円以上というのは、金額的にはすごい大きいなと思ってましたんで、5千万円以上にするということについて、より透明性が図れるだろうなど、住民の皆さんからも理解しやすくなるのかなというふうに思いますので、この改正については実施していただければなというふうに思います。

2番の方については、落札金額についてそれが適正かどうかという判断は難しいところですが、デメリットとしてはもっと低く落札していた業者がなくなってしまうデメリットあるでしょうけども、メリットとしては、今、公共事業をやりながらワーキングプアが生まれるというような状

況もありますんで、そうしたところもしっかり町としてですね、基準つくっていただいで、そういう状況を生まないようにしていただくことが必要だというふうに思いますんで、これについても導入していただくことについては結構かというふうに思います。

委員長 他に、質疑・ご意見はございませんか。

(な し)

委員長 それでは、次に、(5) 地域交流館の建設要望について、理事者の報告を求めます。

仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の5番目、「地域交流館の建設要望」につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料5の位置図という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

平成30年4月5日付けで、三室自治会及び紅葉ヶ丘自治会の2つの自治会の連名により、地域交流館の建設の要望書の提出がございました。

候補地につきましては、資料位置図にございますように、2か所の土地が挙げられておりまして、候補地Aにつきましては、所在地が、龍田西7丁目376番1、377番1、1014番1及び1015番の4筆で、地目が宅地、公簿面積の合計が、2138.32㎡で、このうちの一部となっております。

また、候補地Bにつきましては、所在地が、稲葉西1丁目988番1で、地目が田、公簿面積は、946㎡となっております。

なお、この2か所の候補地の選定につきましては、専門的見地から町に委ねる旨を、それぞれの自治会の定例総会において、決議されているということでございます。

本地域交流館建設計画につきましては、今後、議会の皆様方ともご相談申し上げながら、方針を検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 要望をあげてきはったのが、2つの自治会なんですね。もう1度どこの自治会さん連名であげてきはったのか教えてもらえますか。

総務課長 三室自治会及び紅葉ヶ丘自治会の、2つの自治会の連名で要望書の提出がなされたということでございます。

木澤委員 当初4つの計画をしていく中で、あの地域についてはあと笠町自治会さんとか、もう1つぽつと出てこないけど、入ってはったと思うんですけども、そちらのほうについては連名であがってきてないということですけども、話し合いとしてはどういう状況になっているかというのは町としては掴んでおられますかね。

総務課長 もともとのこの4か所、前の総務常任委員会の方で、平成22年にお示しさせていただいていた資料といたしましては、その円の中に入っておるという状況でございまして、この地域交流館の要望につきましては、複数のまとまった自治会でということになっておりますので、その笠町さんと2つの自治会さんがどのようにお話し合いなされているのかということろまでは、いま、町としては把握しているところではございません。

木澤委員 当初ですね、あそこの地域建てようとした時に、関係する自治会さんで、なかなか1ヶ所に合意が得られないという状況があって、難航されていたというふうに思うんです。今回2つの自治会さんが連名で出してきはって、検討の対象になるよということになるのかもしれませんが、そうすると残りのところですね、また別の場所で2つ連名でつくってくださいというふうにあげてきはった時に、どう考えるかというふうに思うんですけれども町としてはそれはどのようにお考えなんでしょうか。

総務課長

あくまでコミュニティ活動の施設ということですので、そこでやはりこちらの方がいい、こちらの方がいいというところで、地域に軋轢が生まれてしまいますと、この施設の本質が取れないということで考えておりますので、こうしたことを広く議論をしていくことによりまして、地域の合意形成がなされたところから、やはりこの事業というのは進めていくべきであるということと考えております。

木澤委員

それでしたら、やはり町としてですね、笠町さんと新楓町か、自治会さんの意向をやっぱりきちっと確認する必要があるのかなと、合意が得られているのかどうかですね、そこで以前のように合意してないという中で進めてしまうと、やはり地域の軋轢を、この地域交流館を建設することによって生み出してしまわないかなと。もともと単独で自治会館を建設できないところを4箇所ピックアップして町の重点施策っていうんですかね、として進めていこうということでしたけども、そこはやはりそのうちの1箇所ですので、ここにつくってしまって、残りの2つの自治会さんがですね、単独で自治会館建設できるのだったらいいんですけども、そうできない状況の中で、今これつくってしまうっていうのは、ちょっとやっぱりまずいんじゃないかなと思う。まずやっぱり町として新楓町さんと笠町自治会さんの意思を確認していただくことが必要かなと思いますんで、それはお願いしたいと思うんですけど。どうですか。

委員長

暫時休憩いたします。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時27分 再開)

委員長

再開いたします。 木澤委員。

木澤委員

今回、要望という形で出てきてますけども、今の段階で町としてこの要望に応じて、建設を進めていこうと考えてはるのか、それともそうではないまた別の考え方があるのか、その辺については町はどう考えてはるんで

しょうか。

委員長 乾副町長。

副町長 今、委員おっしゃるように、要望という形では出ております。以前の経緯もございますので、その辺も十分確認したうえで、今、こういう形でやってほしいという要望は出てますけれども、今後これは財政的なこともございますし、検討せなあかんということになります。一応要望が出たということで本日は報告させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

木澤委員 当時ですね、町から提案があったのは、町内で単独で自治会館を建設するのが困難な地域に4箇所建設をしようと、しかもこの第3次総合計画の10年間で検討していきますという話とともに、当時の総務委員会でも、これ以外の地域から要望があったらどうするのかということについては確か当時の町長が、それについても要望があれば検討しますというふうには言っていたとは思いますが。ただ、まあ基本的に原則としてはこの4箇所ですと。ただ、もう今もうすでに1箇所できてまして残り3箇所ということですけども、単独で自治会館を建設するのが困難な地域ですので、私も話がまとまれば建設をしていくというところについてはやぶさかではないんですけども、ただ、まあ今回の2つの自治会さんから連名で出てきて、残りの2箇所の自治会さんがどうなっているのかなっていうのは、やっぱりしっかり配慮していく必要があるっていうのと、町内全体で4箇所っていう当時の提案なんですけども、その後の住民さんの意見を聞いてると、やっぱりそんなに要らないんじゃないかという声があるんです。当時消防コミュニティセンターの稼働率がかなり高くなっていると、申し込んでも使えないということから無料で使える地域交流館、避難所にもなる施設ということで建設していこうという、そういう経過がありましたけども、今の五丁の地域交流館の稼働率はどうなっているのかっていうのと、やっぱり町全体として4箇所つくっていくということを将来的に見て財政的な問題から見てもですね、果たして必要なのかなという点については、今ち

ようど5年経ちまして、計画について今後どう考えていくのかっていうのは再度検討する必要があるのかなというふうに思いますんで、今後ですね、これ要望が出たということで町の方も検討されるということなんで、また議論していきたいなというふうに思いますけども、今の段階で私としてはそういう意見持ってますんで、ここで申し上げておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(6)大和川の氾濫に備えた避難訓練の実施について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の6番目、「大和川の氾濫に備えた避難訓練の実施について」ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料番号6 大和川の氾濫に備えた避難訓練 概要というタイトルの資料をご覧くださいませでしょうか。

本訓練は、出水期を迎えるなか、河川の増水や氾濫に備え、町が主催として、地域の自主防災組織や自治会と連携し、大和川の氾濫を想定した避難訓練等を実施するものであり、去年は、7月9日の日曜日に、斑鳩南中学校で実施したところであります。

本年度の訓練におきましては、1の訓練日時にございますように、6月24日の日曜日、午前9時から11時30分まで、2の訓練開催場所につきましては「いかるがホール」としております。

また、4の訓練内容につきましては、各自治会における一次避難所となる避難集合場所への集合訓練、避難集合場所から、いかるがホールへの避難訓練のほか、いかるがホールにおいて、避難所開設及び体験訓練や防災士による講演のほか、斑鳩南中学校の東側駐車場が、ドクターヘリと救急車との合流地点に指定されておりますことから、当該場所におきまして、ドクターヘリ訓練飛行及び見学会の実施を予定しております。

5の訓練参加団体につきましては、法隆寺南住宅自治会、法隆寺第一団

地自治会、和区自治会のほか、斑鳩町消防団等関係団体となっております。

以上、各課報告事項の6番目、「大和川の氾濫に備えた避難訓練の実施」につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
平川委員。

平川委員 確認なんですけど、大和川が氾濫した場合にこのいかるがホールは避難所としてはどういう位置づけになっているのでしょうか。

総務課長 避難所につきましては災害の種別ごとに指定を行っておりまして、洪水のときにはいかるがホールというのは避難場所としては開設することにはなっておりません。

平川委員 去年でしたっけ、斑鳩南中学で避難訓練をしたときに、実際の洪水のときにはここは避難所にはならないんですよという説明があって、その訓練に参加した人が、これはじゃあ一体何のための訓練なんだろうっていう疑問を感じたという声を聞きまして、やはり大和川の氾濫に備えた避難訓練であれば、その時に実際に使用する訓練場所でやらないと、ほんまに大和川が氾濫したときに、じゃあ私らいかるがホールに逃げたらいいんかっていうふうに思って、いかるがホールに逃げられる方もいらっしゃるかなと思うので、そのあたりちょっと場所を本当に災害があった時に避難する場所でこういう訓練するっていうことはできないんでしょうかね。

総務課長 その点につきましては、防災士の方とも相談をいたしまして、6月、また7月に開催するということで、非常に高温になる場合もあると、そうしたところで、例えば、中央体育館の方であったりというところまで移動していただくとなりますと、約2キロ程度歩いていただかなければならないということもありますので、そういった条件も考慮して、まずは参集をして集まると、どのような避難所の開設になるのかということを経験してい

ただくということに重点をおきまして、近くの場所で開催をさせていただくと。なお開催をさせていただくにあたりましては、先ほどもおっしゃっていただいたような形で、実際ときにはここは避難所として開設しないということをも十分説明をしながら行っていきたいということで考えております。

平川委員 実際はこの地域の方々が、大和川が氾濫した場合はどこが避難所になるのかっていうことを1点お伺いしたいのと、あと、それであったら、大和川の氾濫というふうにするのではなくて、いかるがホールが避難所となるような災害を想定した避難訓練にしといたほうが誤解もなくいいのかなと思うんですけれども。

総務課長 実際、大和川の氾濫ということになりましたら、こちらの斑鳩小学校であつたり中央体育館、または中央公民館、こうしたところを中心に避難所として開設をしていくということになるかと思えます。時期的にやはりこういった川の関係でありますので、この時期にさせていただくとともに、お住まいの場所がやはり浸水想定区域にあつて、かなり浸水深も高いということをご理解いただくという趣旨での、こういった災害想定でやっていくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

平川委員 じゃあ実際に大和川が氾濫したときには、体育館なり小学校なりに来てもらわないといけないわけですよ。それが、今の時期暑いので、そこでの訓練ができないというのであれば、この時期にでも大和川が氾濫する可能性もあるわけですよ、そしたら、根本的にその人たちが安全に小学校なり体育館なりに避難できる方法を考えてやるっていうことが、本当に避難するためにどうしたらいいのかということを考える訓練だと思うんです。それでいや、実際は暑いから歩けないんですとなると、歩けない人たちは避難できないことになってしまうので、避難訓練の意味がないんじゃないかなと思うんですけど。その辺はいかがですか。

委員長 加藤総務部長。

総務部長 避難訓練実施のときにご意見いただいておりますけれども、やっぱりあくまでも訓練ですので、一定以上の負荷をかけてまで訓練に参加していただくのはいかがなものかなというふうに考えております。

その中でも、昨年10月の台風のときにありましたように、実際ああいった形で避難勧告等もお出しさせていただいて、一番今大事なのは、自分のお住まいがどういった危険があるかという認識をしていただくところが大事です。そういった意味も含めまして、できるだけ参加いただけるような形での訓練ということでご理解いただきたいというふうに思います。

平川委員 そうは言っても、大和川の氾濫に備えた避難訓練をやって、いかるがホールに逃げるっていう訓練をすると、いかるがホールに逃げればいいんだっていうふうに思われる方がほとんどだと思うし、逆にそこが、ここは実際は違うんですって言われたら、じゃあなんのために訓練するのだろうっていうふうに皆さん思われるので、実際に昨年そういうふうにおっしゃってる方もいらっしゃいましたので、何度も質問しても結局同じ答えになると思うので、もうこれで質問しませんけれども、やはり、もし本当にこれを大和川の氾濫に備えたっていうふうにするのであれば、どうしたらちゃんと避難できるのかっていうことを考えて避難の訓練を組み立てるなり、そうでなければ地震だったり別の災害やったらいかるがホールに逃げればいいんで、そのことを想定した訓練に変えとか、訓練なので、実際に災害が起こった時に私たちはどうしたらいいのかっていうことが身につくための訓練であって、セレモニーとかイベントではないので、イベントは別にイベントとしてやればいいと思うので、やはり訓練と言っている以上身につくような形でやっていただきたいと思いますので、もう同じ答えだと思うので、それであれば結構です。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私も平川委員とまったく同意見ですね。この6月24日にやるのに、いま準備も進めていただいって、今から変更するのが間に合わないというこ

とであれば、また次年度以降ですね、そうした形で、実際に避難するところを場所に設定してやっていただかないと誤解を生みますし、日ごろから常日頃からやっぱり災害というのは起こるものだという認識をもっていたくというのが一番の災害、防災っていうんですかね、被害を出さないようにする対策っていうふうにおっしゃってて、さっきの答弁というのは、ちょっと違うんじゃないかなと。住民の皆さんにしっかりと認識していただくというのを最大の目的に置いてですね、やっぱり実際の避難場所っていうのを設定してやっていただくべきやというふうに思いますんで、また今年度で間に合わないのであれば、次年度以降の避難訓練についてはそういう形で進めていただきたいと思います。いかがですか。

委員長 加藤総務部長。

総務部長 委員さんおっしゃる誤解を生むというのは、ご理解させていただいております。昨年度、法隆寺南住宅等を含めまして、斑鳩南中学校への避難訓練というのもさせていただいております。その後において10月の台風の方で、実際に避難勧告をお出しさせていただいた中では、特にそういった混乱も起きておりません。

その訓練の中で、本来は大和川洪水になった時の避難場所は中央公民館とかそういったところになりますよっていうのも、その訓練参加していただいている方にも、十分その時に周知をさせていただいておりますので、そういったことも踏まえまして、委員さんご意見いただいておりますその点については別途検討はさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 他に質疑・ご意見はございませんか。 伴議長。

議長 今、話聞かせてもろててね、総務部長言わはったように、実際のところ10月22日の台風の時、確かにこっちの方に避難していただいたけれども、その中の声では、やはり南中学の、わかりませんけども、3階、4階とか、安全な、上の方やったら、そっちの方にさせてもらえんやろかと、避難所っていうのは決まったところでないと難しいんやろうけど、そこま

で行かれへんねんと、もしあそこやったら行っってんという声があることは事実ですねわ。避難所自身、その場合やったらどうしても技術的なこと、災害の専門家でないとわかりませんが、建物の、鉄骨の上であれば、助かるものであれば、もしかして大和川決壊した場合、その方がこちらの方にこれなくて、南中やったらいけてたという方もいらっしゃる声だけはあるということだけ、ちょっとお話しておきます。これは非常に難しい問題やと思いますねん。答弁してください。

委員長 加藤総務部長。

総務部長 議長、おっしゃっていただきましたように、緊急時の、切羽詰まった緊急時の避難場所としての南中学校の活用というのは当然あるかと思えます。ただ、あくまでも町として考えますのは、最悪の事態を想定して避難所等の指定を行っております。例えば2日、3日孤立する恐れもございますので、そういったことも想定をしたうえでの避難場所の選定という理解をいただきたいと思えます。

ただ、切羽詰まって垂直避難される場合につきましては、そういった南中学校等の対応等については十分に検討させていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
佐谷まちづくり政策課長。

まちづく まちづくり政策課から1点ございます。

り政策課 まちあるき拠点のトイレの取り扱い及び国道境界の用地売却についてで
長 ございます。

今年3月16日の総務常任委員会で、まちあるき拠点の公募型プロポー

サルの概要案について、ご報告させていただいているところでございますが、この件に関しまして2点ご報告させていただきます。

1点目は、3月16日の総務常任委員会で、資料に「既存の公衆便所を廃止し、新たに路外駐車場利用者が自由に利用できる公衆便所を整備すること」と記載していたことにつきまして、委員からご質問をいただいておりますが、明確なご回答ができず、申し訳ございませんでした。

このことにつきまして、ご質問の事項を整理し、本日改めてご回答をさせていただきます。

ご指摘を受け、改めて調べましたところ、「公衆トイレ」という名称は、国または地方公共団体その他公共団体が管理するトイレであるとの定義であるということがわかりました。

また、現在、法隆寺観光自動車駐車場の敷地内にあるトイレにつきまして、24時間使えるトイレか、営業時間内に使える利用者用トイレかというご質問もいただいておりますが、トイレに扉はないものの、駐車場は営業時間外はバリカーで閉鎖しておりますことから、営業時間内に利用していただくトイレとして位置付けております。

今回、これに代わるトイレを、民間誘致に伴い事業者に設置を求めるものでありまして、「公衆トイレ」から「公衆」を削除するとともに、「路外駐車場利用者」に「等」を加えまして、「新たに路外駐車場利用者等が自由に利用できる便所を整備すること」と訂正させていただきます。

なお、早朝から法隆寺を拝観される観光客の利便性を高めるため、駐車場の営業時間を、前回の委員会で提示いたしました営業時間から1時間早めまして、「午前7時30分～午後6時までを超えること」と変更したいと考えております。

2点目でございます。まちあるき拠点の公募型プロポーサルに向け、法隆寺観光自動車駐車場の境界を確認作業をすすめておりましたところ、駐車場用地のうち約60㎡が、国道25号歩道部に取り込まれていることが判明いたしました。

この原因を調べましたところ、平成3年に法隆寺観光自動車駐車場南側の国道25号の改良工事が行われたときに、計画図面と実際に行われた施工が異なっていたことが判明いたしました。

このことから、奈良国道事務所と協議を重ね、歩道に取り込まれている町有地部分を、奈良国道事務所に買収していただくことになりましたので、ご報告申し上げます。以上でございます。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 総務課から1点ご報告申し上げます。

夏季一斉閉庁についてであります。斑鳩町では、平成25年度から夏季の節電対策及び公務の効率の向上を目的といたしまして、本庁舎及び水道庁舎を閉庁する夏季一斉閉庁を実施してまいりましたが、節電の意識につきましても、役場だけでなく、家庭にも広く浸透がはかられてきたことから、今年度から夏季一斉閉庁の実施をとりやめることといたします。

なお、職員の夏季休暇につきましても、7月から9月の間で、3日間付与することによりまして、心身の疲労回復、公務能率の向上をはかってまいりたいと考えております。

以上で、「夏季一斉閉庁」につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

委員長 栗本生涯学習課長。

生涯学習課長 生涯学習課から2点、ご報告がございます。

まず、1点、「町民プールの無料開放について」でございます。

当該事業につきましては、先にご報告がございました夏季一斉閉庁日にあわせまして、平成26年度より無料開放しているものでございます。

今年度から夏季一斉閉庁の実施はとりやめられますが、夏季のみ開設をしている町民プールにつきましても、一人でも多くの町民の方に水に親しんでいただく機会を提供することで、スポーツ施設の利用促進を図るとともに、町民の心身の健全な発達に寄与することを目的に、町民プールの無料開放を今年度も実施をさせていただきます。

無料開放の回数につきましては、昨年までの3回を継続することとし、開放日につきましては、より多くの方に利用いただけるようにと、異なる

曜日を設定し、1回目を7月25日（水曜日）、2回目を8月13日（月曜日）、3回目を8月24日（金曜日）としているところであります。

また、周知につきましては、6月号及び7月号町広報紙お知らせ版、町ホームページに掲載するほか、各公共施設に周知ポスターを掲出することとしているところであります。

なお、毎年、6月の当委員会でご報告をしておりましたが、町民プールにつきましては、本年も7月1日（日曜日）から8月31日（金曜日）までの62日間、開設することとしております。

排水口の安全点検、水質等、開設にあたりまして、安全対策に万全を期してまいりたいと考えているところであります。

2点目は、「学童保育の運営について」であります。

今年度におきましては、斑鳩学童保育室、斑鳩西学童保育室の申込みの増加に伴い、斑鳩学童保育室では、斑鳩幼稚園の空き教室を、斑鳩西学童保育室では、西小学校の空き教室を利用し、保育を実施することで対応することとしております。

斑鳩学童保育室では、毎日の利用児童数が学童保育室の面積要件以内の人数ということで、斑鳩幼稚園の空き教室の利用実績はございませんが、土曜日、運動場が学校開放事業で使用できない時間帯などは、園庭をお借りして、外遊びを実施している状況であります。

一方、西学童保育室におきましても、学童保育室内の面積要件以内の利用状況ではございますが、他の学童保育室と比べ手狭であるため、通常も西小学校の空き教室を午後5時頃まで使用させていただいている状況であります。

このような状況のなか、4月中旬から下旬にかけて、気温が異常に上昇した際、西小学校の空き教室内がかなり暑くなり、このままでは本格的な夏には空調設備がない状況での保育は難しいとのことから、種々検討いたしました結果、斑鳩西学童保育室の東側にございます斑鳩西幼稚園に空調設備のある空き教室があり、使用可能とのことから、本格的に空調設備が必要となります6月より西幼稚園の空き教室をお借りし、保育することいたしましたので、当委員会にご報告をさせていただくものでございます。

以上、生涯学習課からのご報告でございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 まちあるきの関係ですけれども、トイレについては定義をそういうように整備をしていただくのであればそれで結構です。ただ、国道部分の話については、国の方に買収してもらおうというふうにおっしゃいましたけど、そうすると今まで提示していた面積よりも狭くなるのかなとちょっと思ったんですけど。そこは別に募集要項変わらないんですかね。

まちづく
り政策課
長 そのですね、今、取り込まれている部分につきましては、そのほとんどがiセンターの敷地になっております。もともとその時ご報告申し上げておりました時からiセンター敷地を除くとしておりましたので、今現在のプロポーサル報告するところの面積がその国道の用地との売買によって大きく変動するということはありません。以上です。

委員長 他にございませんか。 平川委員。

平川委員 学童保育の関係ですけれども、小学校を使う予定が、今幼稚園を使うということになったということなんですけれども、使っている椅子とか机とかがすごく幼稚園の子どもさん対象のものなので、備品とかで新たに購入しなきゃいけないとか、整えなければいけないものとか、あとまあ確か学童保育は絨毯敷いてあったりとかしてたなと思うんですけども、そういう、上靴じゃなくても上がれるようなそういうスペースがあったりしてたと思うんですけども、そのあたりで新たに補充しなきゃいけないような備品とかっていうのはないんでしょうか。

委員長 栗本生涯学習課長。

生涯学習課長 幼稚園につきましては、机のほかにトイレなども幼児が使用することから小さくなっているところであります。このようなことから幼稚園の空き教室は主に1年生が使用することで現在計画を進めているところでありま
す。なお、西幼稚園からは、幼稚園の空き教室にあるものは使用できると
ともに、机や椅子など学童保育室にあるものを持っていくこと、あるいは
そのまま西幼稚園の空き教室に置いたまま閉鎖してもいいということをお
聞きしておりますので、児童の実情に応じまして備品等6月以降配置をし
てまいりたいというふうに考えているところであります。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、
お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いた
だきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前10時57分 閉会)